

## 第3章 生活環境影響調査の項目並びに調査、予測及び評価の手法

### 3.1 生活環境影響調査の項目

対象事業に係る生活環境影響調査の項目は、「長野県環境影響評価技術指針（平成10年9月28日長野県告示第476号、令和3年2月改正）（以下、「技術指針」という。）」を参考として、〔様式〕環境要因－環境要素関連表を基に、事業の特性および地域の特性を考慮し、影響を受けるおそれのある環境要素として、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、水象、土壌汚染、地形・地質、植物、動物、生態系、景観、触れ合い活動の場、文化財、廃棄物等及び温室効果ガス等の17項目を選定した。

生活環境影響調査の項目の選定結果は表3.1.1に示すとおりである。

なお、文化財については、文献調査及び聞き取り調査を行い、調査項目として取り上げないこととした。また、事業に伴い影響する方法書の段階では、影響要因として「受入物の破碎・減容化处理」を挙げたが、事業計画の変更により新施設では行わないこととなったため、生活環境影響調査の項目から除外した。

表 3.1.1 生活環境影響調査の項目の選定結果

区分	環境要素 (小区分)	区分 (具体的な要因)													その他の環境要素 (その他、必要に応じて追加)											
		大気質	騒音	振動	悪臭	環境基準が設定されている項目及び物質	その他必要な項目	水質	水象	土壌汚染	地形・地質	植物	動物	生態系	景観	文化財※	廃棄物等	温室効果ガス等	日照阻害	電波障害	風害	光害				
工 事 に よ る 影 響	運搬(機材・資材・廃棄物等)	○	◎	◎	◎	○																				
	樹木の伐採																									
	土地造成(切土・盛土)	○	○	○		○																				
	土木構造物の工事	○	○	○		○																				
	舗装工事・コンクリート工事	○	○	○		○																				
	建築物の工事	○	○	○		○																				
	廃材・残土等の発生・処理	○	○	○		○																				
	地形改変																									
	樹木伐採後の状態																									
	最終処分場の存在																									
	緑化																									
	自動車交通の発生	○	○	○	△																					
	浸出水処理施設の稼働		○	○																						
浸出水処理水の排出																										
廃棄物の埋立	○	○	○		△																					
破碎・減容化処理の実施																										
存在・供用による影響																										

※文献調査、聞き取り調査を行った上で、調査項目として取り上げないこととした。

- 【凡例】
- ◎ : 重点化項目(調査、予測及び評価を詳細に行う項目)
  - : 標準化項目(調査、予測及び評価を標準的に行う項目)
  - △ : 簡略化項目(調査、予測及び評価を簡略化して行う項目)
  - : 非選定項目(事業計画の変更により、予測及び評価を行わないこととした項目)
  - : 非選定項目(調査、予測及び評価を行わない項目)

### 3.2 生活環境影響調査の項目の選定理由

生活環境影響調査の項目の選定理由は、以下に示すとおりである。

#### 3.2.1 大気質

表 3.2.1(1) 生活環境影響調査の項目の選定理由（大気質：工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
運搬（機材・資材・廃材・廃棄物等）	環境基準が設定されている物質	○	工事用車両の走行に伴い大気質への影響が考えられる。
	粉じん	○	工事区域内における裸地等の未舗装路部分の車両の走行に伴う粉じんの巻き上げによる影響が考えられる。
	その他必要な項目（ダイオキシン類、重金属類）	○	灰を含む混合理立物の搬出時に粉じんが飛散した場合の影響が考えられる。
樹木の伐採	—	—	樹木の伐採を実施する場合でも小面積であるため、大気質への影響はほとんどないと考えられる。
土地造成 土木構造物の工事	環境基準が設定されている物質	○	建設機械の稼働に伴い大気質への影響が考えられる。
	粉じん	○	土地の造成、法面形成等に伴う粉じんの巻き上げによる影響が考えられる。
舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事	環境基準が設定されている物質	○	建設機械の稼働に伴い大気質への影響が考えられる。
廃材・残土等の発生・ 処理	—	—	搬出までの間、保管ヤードにて適切に保管・管理を行うため、影響は小さい。

表 3.2.1(2) 生活環境影響調査の項目の選定理由（大気質：存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
地形改変 樹木伐採後の状態 緑化 浸出水処理施設の稼働 浸出水処理水の排出	—	—	大気質への影響はない。
最終処分場の存在	—	—	埋立後、適切に覆土し、管理することにより、大気質への影響は小さい。
自動車交通の発生	環境基準が設定されている物質	○	廃棄物の運搬車両や職員の通勤車両の走行に伴い大気質への影響が考えられる。
廃棄物の埋立	環境基準が設定されている物質	○	廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働や廃棄物安定化の際のガスの発生に伴い大気質への影響が考えられる。
	粉じん	○	廃棄物の埋立・覆土用機械の裸地等での稼働に伴い粉じんや廃棄物の巻き上げによる影響が考えられる。
	その他必要な項目（ダイオキシン類、重金属類、微小粒子状物質）	○	埋立物及び覆土材の粉じんが飛散した場合の影響が考えられる。
破碎、減容化処理の 実施	—	—	不燃ごみ等の破碎処理は行わないため、大気質への影響はない。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）  
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）  
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）  
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

### 3.2.2 騒音

表 3.2.2(1) 生活環境影響調査の項目の選定理由（騒音：工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
運搬（機材・資材・廃材・廃棄物等）	道路交通騒音	◎	資材搬入等の車両の走行に伴い騒音の影響が考えられる。
樹木の伐採	—	—	樹木の伐採を実施する場合でも、わずかな期間であるため、影響はほとんどない。
土地造成 土木構造物の工事 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事	建設作業騒音	○	建設機械の稼働に伴い騒音の影響が考えられる。
廃材・残土等の発生・処理	—	—	騒音の影響はない。

表 3.2.2(2) 生活環境影響調査の項目の選定理由（騒音：存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
地形改変 樹木伐採後の状態 最終処分場の存在 緑化 浸出水処理水の排出	—	—	騒音の影響はない。
自動車交通の発生	道路交通騒音	○	廃棄物の運搬車両や職員の通勤車両の走行に伴い騒音の影響が考えられる。
浸出水処理施設の稼働 廃棄物の埋立	施設稼働騒音	○	施設の稼働や廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働に伴い騒音の影響が考えられる。
破碎、減容化処理の実施	—	—	破碎、減容化処理は行わないため騒音の影響はない。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）  
 ○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）  
 △：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）  
 —：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

※影響に関する表現の使い方は次のとおり。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「影響はない」…理論的、経験的に影響の可能性がない場合</li> <li>・「影響はほとんどない」…理論的または経験的に影響の可能性が低い場合</li> <li>・「影響は小さい」…設計上の工夫や環境保全措置の実施等により影響が小さく抑えられる場合</li> <li>・「影響が考えられる」…影響があると想定される場合</li> <li>・「影響を与える可能性について検討する」…理論的または経験的に影響の可能性がないか低いものの、その根拠を特に詳しく説明することとした場合</li> </ul>
--

### 3.2.3 振動

表 3.2.3(1) 生活環境影響調査の項目の選定理由（振動：工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
運搬（機材・資材・廃材・廃棄物等）	道路交通振動	◎	資材搬入等の車両の走行に伴い振動の影響が考えられる。
樹木の伐採	—	—	樹木の伐採を実施する場合でも、わずかな期間であるため、影響はほとんどない。
土地造成 土木構造物の工事 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事	建設作業振動	○	建設機械の稼働に伴い振動の影響が考えられる。
廃材・残土等の発生・処理	—	—	振動の影響はない。

表 3.2.3(2) 生活環境影響調査の項目の選定理由（振動：存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
地形改変 樹木伐採後の状態 最終処分場の存在 緑化 浸出水処理水の排出	—	—	振動の影響はない。
自動車交通の発生	道路交通振動	○	廃棄物の運搬車両や職員の通勤車両の走行に伴い振動の影響が考えられる。
浸出水処理施設の稼働 廃棄物の埋立	施設稼働振動	○	施設の稼働や廃棄物の埋立・覆土用機械の稼働に伴い振動の影響が考えられる。
破碎、減容化処理の実施	—	—	破碎、減容化処理は行わないため振動の影響はない。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）  
 ○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）  
 △：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）  
 —：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

### 3.2.4 低周波音

表 3.2.4(1) 生活環境影響調査の項目の選定理由（低周波音：工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
運搬（機材・資材・廃材・廃棄物等）	道路交通低周波音	◎	資材搬入等の車両の走行に伴い低周波音の影響が考えられる。
樹木の伐採	—	—	樹木の伐採を実施する場合でも、わずかな期間であるため、影響はほとんどない。
土地造成 土木構造物の工事 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事	—	—	建設機械の稼働による低周波音の発生はわずかであり、影響はほとんどない。
廃材・残土等の発生・処理	—	—	低周波音の影響はない。

表 3.2.4(2) 生活環境影響調査の項目の選定理由（低周波音：存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
地形改変 樹木伐採後の状態 最終処分場の存在 緑化 浸出水処理水の排出 廃棄物の埋立	—	—	低周波音の影響はない。
破碎、減容化処理の実施	—	—	破碎、減容化処理は行わないため低周波音の影響はない。
自動車交通の発生	—	○	廃棄物の運搬車両や職員の通勤車両の走行に伴い低周波音の影響が考えられる。
浸出水処理施設の稼働	低周波音	○	施設の稼働に伴い低周波音の影響が考えられる。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）  
 ○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）  
 △：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）  
 —：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

### 3.2.5 悪臭

本事業の建設工事においては、悪臭の発生する工事の実施はないと考えられることから、工事中の悪臭は生活環境影響調査の項目として取り上げないこととした。

表 3.2.5 生活環境影響調査の項目の選定理由（悪臭：存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
地形改変 樹木伐採後の状態 最終処分場の存在 緑化 浸出水処理施設の稼働 浸出水処理水の排出	—	—	悪臭の影響はない。
自動車交通の発生	悪臭	○	廃棄物を運搬することから悪臭の影響が考えられる。
廃棄物の埋立	悪臭	○	廃棄物を埋立や不燃ごみ等を扱うことから悪臭の影響が考えられる。
破碎、減容化処理の実施	—	—	破碎、減容化処理は行わないため悪臭の影響はない。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）  
 ○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）  
 △：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）  
 —：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

### 3.2.6 水質

表 3.2.6(1) 生活環境影響調査の項目の選定理由（水質：工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
運搬（機材・資材・廃材・廃棄物等）	環境基準が設定されている項目	○	灰を含む混合廃棄物の搬出時に粉じんが飛散した場合には水質への影響が考えられる。
樹木の伐採 建築物の工事 廃材・残土等の発生・処理	—	—	水質への影響はない。
土地造成 土木構造物の工事 舗装工事・コンクリート工事	環境基準が設定されている項目 及び物質 水生生物 底質 地下水質	○	工事場所からの濁水の流出やコンクリート工事の排水による水質への影響が考えられる。

表 3.2.6(2) 生活環境影響調査の項目の選定理由（水質：存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
地形改変 樹木伐採後の状態 緑化 自動車交通の発生 浸出水処理施設の稼働 廃棄物の埋立	—	—	水質への影響はない。
破碎、減容化処理の実施	—	—	破碎、減容化処理は行わないため水質への影響はない。
最終処分場の存在	地下水質	△	最終処分場の存在が地下水質に影響を与える可能性について検討する。
浸出水処理水の排出	環境基準が設定されている項目 及び物質 水生生物 底質 地下水質	△	浸出水処理水が水質に影響を与える可能性について検討する。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）  
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）  
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）  
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

### 3.2.7 水象

本事業の建設工事においては、水象への影響要因となる工事はないことから、工事中の水象は生活環境影響調査の項目として取り上げないこととした。

表 3.2.7 生活環境影響調査の項目の選定理由（水象：存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
地形改変 最終処分場の存在	地下水 利水及び水面 利用等	△	原地盤の掘削による地形改変や最終処分場の存在が地下水や河川水の利水に影響を与える可能性について検討する。
樹木伐採後の状態 緑化 自動車交通の発生 浸出水処理施設の稼働 浸出水処理水の排出 廃棄物の埋立	—	—	水象への影響はない。
破碎、減容化処理の実施	—	—	破碎、減容化処理は行わないため水象への影響はない。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）  
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）  
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）  
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

### 3.2.8 土壌汚染

本事業の建設工事においては、土壌汚染の要因となる工事はないことから、工事中の土壌汚染は生活環境影響調査の項目として取り上げないこととした。

表 3.2.8 生活環境影響調査の項目の選定理由（土壌汚染：存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
地形改変 樹木伐採後の状態 最終処分場の存在 緑化 自動車交通の発生 浸出水処理施設の稼働 浸出水処理水の排出	—	—	土壌への影響はない。
破碎、減容化処理の実施	—	—	破碎、減容化処理は行わないため土壌への影響はない。
廃棄物の埋立	環境基準が設定されている項目及び物質	○	埋立物及び覆土材の粉じんの飛散による土壌への影響が考えられる。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）  
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）  
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）  
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

### 3.2.9 地盤沈下

本事業においては、地盤沈下の要因となるような影響は想定されないことから、地盤沈下は生活環境影響調査の項目として取り上げないこととした。

### 3.2.10 地形・地質

本事業の建設工事においては、地形・地質に影響を与えるような工事は行わないことから、工事中の地形・地質は生活環境影響調査の項目として取り上げないこととした。

表 3.2.9 生活環境影響調査の項目の選定理由（地形・地質：存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
地形改変 樹木伐採後の状態 緑化 自動車交通の発生 浸出水処理施設の稼働 浸出水処理水の排出 廃棄物の埋立	—	—	地形・地質に対する影響はない。
破砕、減容化処理の実施	—	—	破砕、減容化処理は行わないため地形・地質への影響はない。
最終処分場の存在	土地の安定性	○	最終処分場の存在が土地の安定性に影響を与える可能性について検討する。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）  
 ○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）  
 △：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）  
 —：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

### 3.2.11 植物

表 3.2.10(1) 生活環境影響調査の項目の選定理由（植物：工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
運搬（機材・資材・廃材・廃棄物等） 土木構造物の工事 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事 廃材・残土等の発生・処理	—	—	植物への影響はない。
樹木の伐採 土地造成	植物相 植生 注目すべき個体、 集団、種及び群落	○	樹木の伐採及び土地造成により植物の生育への影響が考えられる。

表 3.2.10(2) 生活環境影響調査の項目の選定理由（植物：存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
地形改変 樹木伐採後の状態 最終処分場の存在 自動車交通の発生 浸出水処理施設の稼働 浸出水処理水の排出 廃棄物の埋立	—	—	現在の最終処分場の場内で行う事業であり、場内は既に改変されているため、植物への影響はない。
破碎、減容化処理の実施	—	—	破碎、減容化処理は行わないため植物への影響はない。
緑化	植物相 植生 注目すべき個体、 集団、種及び群落	○	場内の緑化方法等によっては、周辺の植物の生育への影響が考えられる。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）  
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）  
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）  
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

### 3.2.12 動物

表 3.2.11(1) 生活環境影響調査の項目の選定理由（動物：工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
運搬（機材・資材・廃材・廃棄物等） 廃材・残土等の発生・処理	—	—	動物への影響はない。
樹木の伐採 土地造成	動物相 注目すべき種 及び個体群	○	樹木の伐採及び土地造成により動物の生息環境への影響が考えられる。
土木構造物の工事 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事	動物相 注目すべき種 及び個体群	△	建設機械の稼働に伴う騒音等が、周辺の動物の生育に影響を与える可能性について検討する。

表 3.2.11(2) 生活環境影響調査の項目の選定理由（動物：存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
地形改変 樹木伐採後の状態 自動車交通の発生 浸出水処理水の排出	—	—	現在の最終処分場の場内で行う事業であり、場内は既に改変されているため、動物への影響はない。
最終処分場の存在	動物相 注目すべき種 及び個体群	△	最終処分場の存在が動物の生息に与える影響の可能性について検討する。
緑化	動物相 注目すべき種 及び個体群	○	場内の緑化方法等によっては、周辺の動物の生息への影響の可能性はある。
浸出水処理施設の稼働 廃棄物の埋立	動物相 注目すべき種 及び個体群	△	施設の稼働に伴う騒音等が、周辺の動物の生育に影響を与える可能性について検討する。
破砕、減容化処理の実施	—	—	破砕、減容化処理は行わないため動物への影響はない。

- 注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）  
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）  
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）  
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

### 3.2.13 生態系

表 3.2.12(1) 生活環境影響調査の項目の選定理由（生態系：工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
運搬（機材・資材・廃材・廃棄物等） 廃材・残土等の発生・処理	—	—	生態系への影響はない。
樹木の伐採 土地造成	生態系	○	樹木の伐採及び土地造成により生態系への影響が考えられる。
土地造成 土木構造物の工事 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事	生態系	△	建設機械の稼働に伴う騒音等が、周辺の生態系に影響を与える可能性について検討する。

表 3.2.12(2) 生活環境影響調査の項目の選定理由（生態系：存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
地形改変 樹木伐採後の状態 自動車交通の発生 浸出水処理水の排出	—	—	生態系への影響はない。
最終処分場の存在	生態系	△	最終処分場の存在が生態系に与える影響の可能性について検討する。
緑化	生態系	○	場内の緑化方法等によっては、周辺の植物の生育への影響が考えられる。
浸出水処理施設の稼働 廃棄物の埋立	生態系	△	施設の稼働に伴う騒音等が、生態系に影響を与える可能性について検討する。
破碎、減容化処理の実施	—	—	破碎、減容化処理は行わないため生態系への影響はない。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）  
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）  
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）  
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

### 3.2.14 景観

本事業の建設工事においては、景観に影響を与えるような工事は行わないことから、工事中の景観は生活環境影響調査の項目として取り上げないこととした。

表 3.2.13 生活環境影響調査の項目の選定理由（景観：存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
浸出水処理水の排出 自動車交通の発生 浸出水処理施設の稼働 廃棄物の埋立	—	—	景観への影響はない。
破碎、減容化処理の実施	—	—	破碎、減容化処理は行わないため景観への影響はない。
地形改変 樹木伐採後の状態 最終処分場の存在 緑化	景観資源及び構成要素 主要な景観	○	最終処分場や付帯する建築物の存在、地形改変、植物の状況により、景観への影響が考えられる。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）  
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）  
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）  
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

### 3.2.15 触れ合い活動の場

表 3.2.14(1) 生活環境影響調査の項目の選定理由（触れ合い活動の場：工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
運搬（機材・資材・廃材・廃棄物等）	触れ合い活動の場	○	運搬車両等の工事関係車両の交通の発生が、触れ合い活動の場へのアクセスに影響を与える可能性について検討する。
樹木の伐採 土地造成 土木構造物の工事 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事 廃材・残土等の発生・処理	—	—	触れ合い活動の場への影響はない。

表 3.2.14(2) 生活環境影響調査の項目の選定理由（触れ合い活動の場：存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
地形改変 樹木伐採後の状態 最終処分場の存在 緑化 浸出水処理施設の稼働 浸出水処理水の排出 廃棄物の埋立	—	—	触れ合い活動の場への影響はない。
破碎、減容化処理の実施	—	—	破碎、減容化処理は行わないため触れ合い活動の場への影響はない。
自動車交通の発生	触れ合い活動の場	○	廃棄物運搬車両や職員の通勤車両の交通の発生が、触れ合い活動の場へのアクセスに影響を与える可能性について検討する。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）  
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）  
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）  
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

### 3.2.16 文化財

資料調査の結果、対象事業実施区域に最も近い場所にある指定文化財でも 500m 以上離れており、本事業による影響は想定されない。対象事業実施区域は埋蔵文化財包蔵地に指定されており、土取場部分については発掘調査を行い、出土品は博物館に収蔵して保存する。

しかし、文化財指定のないものについて調査した結果（図 2.3.19～図 2.3.21(1)(2)参照、P2-109～P2-112）、対象事業実施区域と重なる範囲には、事業により影響を受ける対象がみられないことから、文化財は調査項目として取り上げないこととした。

### 3.2.17 廃棄物等

表 3.2.15 生活環境影響調査の項目の選定理由（廃棄物等：工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
運搬（機材・資材・廃材・廃棄物等） 樹木の伐採 土木構造物の工事 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事	—	—	廃棄物等の影響はない。
土地造成	—	—	残土は発生しない見通しであるため影響はない。
廃材・残土等の発生・処理	廃棄物 残土等の副産物	○	埋立地の成形に伴う混合廃棄物の発生、樹木の伐採による木・枝及び建築廃材等の発生により影響が考えられる。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）  
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）  
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）  
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

供用後の廃棄物等については、埋立を行う廃棄物以外に発生しないため、生活環境影響調査の項目として取り上げないこととした。

### 3.2.18 温室効果ガス等

表 3.2.16(1) 生活環境影響調査の項目の選定理由（温室効果ガス等：工事による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
運搬（機材・資材・廃材・廃棄物等） 樹木の伐採 土地造成 土木構造物の工事 舗装工事・コンクリート工事 建築物の工事	温室効果ガス等	○	運搬車両の走行や建設機械の稼働に伴い温室効果ガスが排出されることによる影響が考えられる。
廃材・残土等の発生・処理	—	—	温室効果ガスの排出はないため影響はない。

表 3.2.16(2) 生活環境影響調査の項目の選定理由（温室効果ガス等：存在・供用による影響）

影響要因	環境要素	選定項目の分類	選定根拠等
地形改変 浸出水処理水の排出	—	—	温室効果ガスの排出はないため影響はない。
樹木伐採後の状態 最終処分場の存在 緑化 自動車交通の発生 浸出水処理施設の稼働 廃棄物の埋立 破碎、減容化処理の実施	温室効果ガス等	○	車両の走行や廃棄物処理・処分による温室効果ガスの発生及び二酸化炭素吸収量の変化による影響が考えられる。

注) ◎：重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）  
○：標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）  
△：簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）  
—：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）

### **3.2.19 その他の環境要素**

日照障害や電波障害、風害、光害等については、対象事業実施区域の直近に民家が存在しないことから、本事業による影響は想定されないため、生活環境影響調査の項目として取り上げないこととした。